

平成28年3月亀山市議会定例会に提出する 議案概要説明書

1 条例関係（18件）

（1）亀山市行政不服審査会条例の制定について

行政不服審査制度における公正性の向上、使いやすさの向上及び国民の救済手段の充実・拡大の観点から全部改正された行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」といいます。）が、平成28年4月1日から施行されます。

これに伴い、地方公共団体に執行機関の附属機関として、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を設置する必要があることから、本条例を制定するものです。

制定内容は、次のとおりです。

（ア）法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として、亀山市行政不服審査会（以下「審査会」といいます。）を設置します。

< 第1条関係 >

(イ) 審査会は、委員 5 人以内で組織することとします。

＜第 2 条関係＞

(ウ) 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し

公正な判断をすることができ、法律又は行政に関して

優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱すること

とします。また、委員の任期、再任の可否、罷免の

要件及び守秘義務について定めます。＜第 3 条関係＞

(エ) 審査会の会長に関して必要な事項を定めます。

＜第 4 条関係＞

(オ) 審査会の会議に関して必要な事項を定めます。

＜第 5 条関係＞

(カ) 審査会の庶務は、企画総務部において処理すること

とします。＜第 6 条関係＞

(キ) その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審

査会に諮って定めることとします。＜第 7 条関係＞

なお、施行日は、平成 28 年 4 月 1 日とし、附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年亀山市条例第 38 号）の一部を改正し、行

政不服審査会委員の報酬及び旅費を定めます。

(2) 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

任期付職員制度は、「本格的業務に従事する者」として位置づけられ、相応の給与や休暇等の勤務条件が適用されるほか、3年ないし5年以内という複数年の任期を設定できる制度であることから、各地方公共団体の行政運営において、最適と考える任用・勤務形態の人員構成を実現するための有用な手段の一つです。

平成28年4月1日から施行される行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により指名する審理員など、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務について、任期付職員を採用することができるようにするため、本条例を制定するものです。

制定内容は、次のとおりです。

(ア) 地方公共団体の職員の一般職の任期付職員の採用に

関する法律」(平成14年法律第48号)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとします。 <第1条関係>

(イ) 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合などに、職員を選考により任期を定めて採用することができることとします。

<第2条及び第3条関係>

(ウ) 公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとします。 <第4条関係>

(エ) 任期の延長ができる場合について定めます。

<第5条関係>

(オ) 任期の更新ができる場合について定めます。

<第6条関係>

(カ) 特定任期付職員の給与の特例等について定めます。

< 第 7 条関係 >

(キ) 特定任期付職員の給与条例の適用除外等について定めます。 < 第 8 条関係 >

(ク) 特定業務等従事任期付職員の給与の特例について定めます。 < 第 9 条関係 >

(ケ) 任期付短時間勤務職員の給料月額について定めます。

< 第 10 条関係 >

(コ) 特定業務等従事任期付職員の給与条例の適用除外等について定めます。 < 第 11 条関係 >

(サ) 審理員の給与の特例について定めます。

< 第 12 条関係 >

(シ) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。 < 第 13 条関係 >

なお、施行日は、平成 28 年 4 月 1 日とし、附則において、亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年亀山市条例第 31 号）の一部を改正し、本条例による任期付短時間勤務職員の勤務時間の規定について定めます。

(3) 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する 条例の制定について

地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律〔平成26年法律第76号〕が平成27年4月1日から施行され、教育委員会の委員長と教育長を一本化した教育長（以下「新教育長」といいます。）を置くこととなりました。

市においては、平成28年4月1日から新教育長制度へ移行するため、本条例を制定するものです。

制定内容は、次のとおりです。

(ア) 新教育長について、給与及びその支給方法、勤務時間その他の勤務条件並びに職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとします。

＜第1条関係＞

(イ) 新教育長に支給する給与は、給料、期末手当及び退職手当とします。＜第2条関係＞

(ウ) 新教育長の給料の額は、月額65万円とし、その支給は一般職の職員の例によることとします。

< 第3条関係 >

(エ) 新教育長の期末手当の支給は、市長及び副市長の例によることとします。 < 第4条関係 >

(オ) 新教育長の退職手当は、給料月額に在職年数を乗じて得た額に100分の200を乗じて得た額を任期ごとに支給することとし、その支給は市長及び副市長の例によることとします。 < 第5条関係 >

(カ) 新教育長の勤務時間その他の勤務条件については、一般職の職員の例によることとします。

< 第6条関係 >

(キ) 新教育長の職務に専念する義務の免除については、亀山市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成17年亀山市条例第30号)の適用を受ける職員の例によることとします。 < 第7条関係 >

なお、施行日は、平成28年4月1日とし、附則において、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する

条例（平成17年亀山市条例第42号）は、廃止します。

また、平成28年4月1日から平成29年2月5日までの間（以下「特例期間」といいます。）に支給する給料の額は、100分の5を乗じて得た額を減じた額とする特例措置を設け、特例期間に支給する退職手当の額は、100分の20を乗じて得た額を減じた額とする特例措置を設けます。

（4）亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について

これまで地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定のうち財務規定等のみを適用していました本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することから、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、新たに設置する病院事業管理者（以下「管理者」といいます。）の給与を定めるため、本条例を制定するものです。

制定内容は、次のとおりです。

（ア）地方自治法の規定に基づき、管理者の給与及びその

支給方法に関し必要な事項を定めるものとします。

＜第1条関係＞

(イ) 管理者に支給する給与は、給料、期末手当及び退職手当とします。ただし、管理者が医師である場合は、特殊勤務手当を支給することができることとします。

＜第2条関係＞

(ウ) 管理者の給料の額は月額65万円とし、その支給は一般職の職員の例によることとします。＜第3条関係＞

(エ) 管理者の期末手当の支給は、市長及び副市長の例によることとします。＜第4条関係＞

(オ) 管理者の退職手当は、給料月額に在職年数を乗じて得た額に100分の200を乗じて得た額を任期ごとに支給することとし、その支給は市長及び副市長の例によることとします。＜第5条関係＞

(カ) 管理者が医師の場合に支給することができる特殊勤務手当の支給は、病院事業企業職員の例によることとします。＜第6条関係＞

なお、施行日は、平成28年4月1日とし、平成28年

4月1日から平成29年2月5日までの間（以下「特例期間」といいます。）に支給する給料の額は、100分の5を乗じて得た額を減じた額とする特例措置を設け、特例期間に支給する退職手当の額は、100分の20を乗じて得た額を減じた額とする特例措置を設けます。

（5）亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について

市では、平成22年4月に亀山市らしいまちを実現することを目的に亀山市まちづくり基本条例（平成22年亀山市条例第1号）を施行しています。同条例に示す理念や基本原則を具現化するため、第1次総合計画後期基本計画においては、地域コミュニティのしくみづくり支援事業を主要事業として位置付け、多様な主体による地域の包括的なしくみづくりに対する支援を積極的に推進しています。

このような中、各地域では、地域まちづくり協議会を設立し、又は、地域まちづくり協議会の設立に向けた取組を開始することにより、自主的かつ自立的な活動を展開するための基盤を築いてきています。

これらの状況を踏まえ、地域まちづくり協議会のこれまでの実践等を考慮し、地域まちづくり協議会が公共性を備えるための団体としての要件を明確化し、明文化するため、本条例を制定するものです。

制定内容は、次のとおりです。

(ア) 本条例は、地域まちづくり協議会（以下「協議会」といいます。）に関し必要な事項を定めることにより、協議会の活動の定着化及び活性化を図り、もって持続可能で良好な地域社会の維持及び形成を目指すとともに、亀山市らしいまちの実現に資することを目的とします。 <第1条関係>

(イ) 協議会の区域は、おおむね小学校区に相当する範囲において規則で定める区域とすることとします。

<第2条関係>

(ウ) 協議会の構成員について定めます。 <第3条関係>

(エ) 協議会は、規約を定めなければならないこととします。 <第4条関係>

(オ) 協議会が行う事業について定めます。

< 第 5 条関係 >

(カ)協議会は、公正な事業の執行に努めるものとします。

< 第 6 条関係 >

(キ)協議会を設立した場合は、その代表者の氏名、規約等を市長に届け出なければならないこととします。

< 第 7 条関係 >

(ク)協議会は、その事業を推進するため、地域まちづくり計画を策定するものとし、地域まちづくり計画を策定したときは、市長に提出するものとします。

< 第 8 条関係 >

(ケ)協議会が行ってはならない活動について定めます。

< 第 9 条関係 >

(コ)市は、協議会に対して、必要な支援を行うものとし、必要に応じて助言を行うものとします。

< 第 10 条関係 >

(サ)協議会は、市域で活動する公共的団体と積極的な連携協力を図るものとします。 < 第 11 条関係 >

(シ)条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること

とします。〈第 1 2 条関係〉

なお、施行日は、平成 2 8 年 4 月 1 日とし、施行日前に、市に設立を届け出ている協議会については、本条例の規定による届出があったものとみなす経過措置を設けます。

(6) 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について

行政不服審査制度における公正性の向上、使いやすさの向上及び国民の救済手段の充実・拡大の観点から全部改正された行政不服審査法(平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「法」といいます。)が平成 2 8 年 4 月 1 日から施行されます。

これに伴い、改正が必要となる関係条例について、所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

第 1 条関係

亀山市情報公開条例の一部改正

- (ア) 亀山市情報公開条例に基づく公文書の公開決定等に対する審査請求については、学識経験を有する者により構成される附属機関である亀山市情報公開審査会に

において審査を行うことから、法に規定する審理員制度を適用しないこととします。〈新第18条の2関係〉

(イ) 不服申立ての手續について、異議申立ての手續が廃止され審査請求に一元化されることから、用語の改正等の整備を行います。

〈第19条から第22条まで関係〉

第2条関係

亀山市個人情報保護条例の一部改正

(ア) 亀山市個人情報公開条例に基づく自己情報の開示決定等に対する審査請求については、学識経験を有する者により構成される附属機関である亀山市個人情報保護審査会において審査を行うことから、法に規定する審理員制度を適用しないこととします。

〈第23条関係〉

(イ) 不服申立ての手續について、異議申立ての手續が廃止され審査請求に一元化されることから、用語の改正等の整備を行います。〈第23条及び第24条関係〉

第3条関係

亀山市職員給与条例の一部改正

改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）を引用する条項について、相当する法の条項を引用するよう改めます。〈第46条関係〉

第4条関係

亀山市職員退職手当支給条例の一部改正

改正前の行政不服審査法を引用する条項について、相当する法の条項を引用するよう改めます。〈第18条関係〉

第5条関係

亀山市税条例の一部改正

不服申立ての手續について、異議申立ての手續が廃止され審査請求に一元化されることから、「不服申立て」を「審査請求」に改めます。〈第7条関係〉

第6条関係

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

不服申立ての手續について、異議申立ての手續が廃止され審査請求に一元化されることから、「異議申立て」を「審査請求」に改めます。〈第32条関係〉

第7条関係

亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

不服申立ての手續について、異議申立ての手續が廃止され審査請求に一元化されることから、「不服申立て」を「審査請求」に改めます。〈第5条関係〉

第8条関係

亀山市行政手續条例の一部改正

不服申立ての手續について、異議申立ての手續が廃止され審査請求に一元化されることから、「審査請求、異議申立てその他の不服申立て」を「審査請求その他の不服申立て」に改めます。〈第3条関係〉

なお、施行日は、平成28年4月1日とし、第7条の「亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」について、この条例の施行日前になされた処分に係る不服申立てに関する報告については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

(7) 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

行政不服審査制度について、公正性の向上、使いやすさの向上及び国民の救済手段の充実・拡大を行うために全部改正された行政不服審査法(平成26年法律第68号)及び同法施行令(平成27年政令第391号)が平成28年4月1日から施行されます。

これに伴い、固定資産評価審査委員会の審査の手続などについて見直しが必要となることから、所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 審査の申出の規定について、次のとおり改めること

とします。〈第5条関係〉

- a 審査申出書に記載しなければならない審査申出人の「住所」を「住所又は居所」に改めます。また、審査申出書に記載しなければならない事項に「審査の申出に係る処分の内容」を加えます。
- b 審査申出人の代表者等がその資格を失ったときは、

書面でその旨を届け出なければならないこととします。

(イ) 書面審理の規定について、次のとおり改めることと

します。〈第7条関係〉

a 電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合に

についても、弁明書が提出されたものとみなします。

b 市長が審査の申出の全部を容認する場合について

も、審査申出人に対して弁明書の副本等を送付しなければならないこととします。

c 審査申出人から反論書の提出があった場合には、こ

れを市長に送付しなければならないこととします。

(ウ) 決定書に記載すべき事項を定めるとともに、決定書

には委員会が記名押印することとします。

〈第12条関係〉

なお、施行日は、平成28年4月1日とします。

(8) 亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の
一部改正について

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する

法律」(平成26年法律第34号)により地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、地方公務員法第58条の2第1項の規定に基づき条例で定める人事行政の運営等の状況の公表について、任命権者が市長に対し報告しなければならない事項を次のとおり改めます。〈第3条関係〉

(ア) 職員の人事評価、休業及び退職管理の状況を加えます。

(イ) 職員の勤務成績の評定の状況を削ります。

なお、施行日は、平成28年4月1日とします。

(9) 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」(平成26年法律第34号)により地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行います。

また、「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第46号)により学校教育法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、併せて所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 本条例で引用している地方公務員法第24条第6項が同条第5項に繰り上げられたことに伴い、条項の整理を行います。 <第1条関係>

(イ) 学校教育法に小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が学校の種類として規定されたことから、育児を行う早出遅出勤務の規定に、「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加えます。 <第8条の2関係>

なお、施行日は、平成28年4月1日とします。

(10) 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

「地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令」

(平成28年政令第15号)により地方公務員災害補償施行令(以下「政令」といいます。)が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、公務災害により支給される年金と公的年金との併給調整規定について、改正後の政令と同様に調整率の改定を行います。〈附則第9条関係〉

(ア) 傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改定

傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改定します。

(イ) 休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改定

休業補償と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金保険等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改定します。

なお、施行日は、平成 28 年 4 月 1 日とします。

**(1 1) 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について**

地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）が平成 27 年 4 月 1 日から施行され、教育委員会の委員長と教育長を一本化した教育長を置くこととなりました。

市においては、平成 28 年 4 月 1 日から新教育長制度へ移行するため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、新教育長制度への移行に伴い、報酬及び旅費の額を定める規定から、教育委員会委員長の区分を削除します。＜別表関係＞

なお、施行日は、平成 28 年 4 月 1 日とします。

(1 2) 亀山市職員給与条例の一部改正について

平成 27 年 8 月 6 日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に

属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与等を改定するため、所要の改正を行います。

なお、平成27年8月6日の人事院勧告における給与勧告の主な事項は、次のとおりです。

(ア) 公務員給与と民間給与との較差を埋めるための月例
給の額の引上げ

(イ) 勤勉手当の支給月数の引上げ

また、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」(平成26年法律第34号)により地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、等級別基準職務表を規定する必要があることなどから、併せて所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

第1条による改正

(ア) 勤勉手当の支給割合の改定 <第47条関係>

平成27年度の勤勉手当の支給割合を改定します。

- a 一般職の職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げます。

| | 6月期 | 12月期 | 合計 |
|----------|-------|--------------|------|
| 改正前の支給月数 | 0.75月 | <u>0.75月</u> | 1.5月 |
| 改正後の支給月数 | 0.75月 | <u>0.85月</u> | 1.6月 |

b 再任用職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げます。

| | 6月期 | 12月期 | 合計 |
|----------|-------|--------------|-------|
| 改正前の支給月数 | 0.35月 | <u>0.35月</u> | 0.7月 |
| 改正後の支給月数 | 0.35月 | <u>0.4月</u> | 0.75月 |

(イ) 給料表の改定 <別表第1から第4まで関係>

すべての給料表において、給料月額を一定水準(平均0.4%)引き上げます。

第2条による改正

(ア) 本条例で引用している地方公務員法第24条第6項

が同条第5項に繰り上げられたことに伴い、条項の整理を行います。<第1条関係>

(イ) 条例に規定する事項に、等級別基準職務表が加えら

れたことに伴い、これまで、規則に規定していました、

複雑、困難及び責任の度に基づき職務の級に分類して

定める職員の職務の内容を、等級別基準職務表として
 条例に規定することとします。〈第4条関係〉

(ウ) 勤勉手当の支給割合の改定 〈第47条関係〉

平成28年度以降の勤勉手当の支給割合を改定しま
 す。

- a 一般職の職員について、6月期の勤勉手当の支給
 月数を0.05月引き上げ、12月期の勤勉手当の
 支給月数を0.05月引き下げます。

| | 6月期 | 12月期 | 合計 |
|------------------------|--------------|--------------|------|
| 改正前の支給月数 (平成27年度) | <u>0.75月</u> | <u>0.85月</u> | 1.6月 |
| 改正後の支給月数 (平成28年度から) | <u>0.8月</u> | <u>0.8月</u> | 1.6月 |

- b 再任用職員について、6月期の勤勉手当の支給月
 数を0.025月引き上げ、12月期の勤勉手当の
 支給月数を0.025月引き下げます。

| | 6月期 | 12月期 | 合計 |
|------------------------|---------------|---------------|-------|
| 改正前の支給月数 (平成27年度) | <u>0.35月</u> | <u>0.4月</u> | 0.75月 |
| 改正後の支給月数 (平成28年度から) | <u>0.375月</u> | <u>0.375月</u> | 0.75月 |

なお、施行日は、第1条による改正規定については公布の日、第2条による改正規定については平成28年4月1日とします。

また、一部の改正規定については、次の日から適用します。

- ・第1条による改正の(ア) 平成27年12月1日
- ・第1条による改正の(イ) 平成27年4月1日

(13) 亀山市手数料条例の一部改正について

次の手数料について、法改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

(ア) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則」(平成21年国土交通省令第3号)及び「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」(平成21年国土交通省告示第209号)を改正する省令及び告示が平成28年4月1日から施行されることに伴い、既存住宅における増築及び改築を行う場合

においても長期優良住宅建築等計画の認定事務を行うことから、所要の改正を行います。

(イ) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」(平成24年国土交通省告示第119号)を改正する告示が平成28年4月1日から施行されることに伴い、低炭素建築物新築等計画の認定事務について簡易な算定方法が追加されたことから、所要の改正を行います。

(ウ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成27年法律第53号)が平成28年4月1日から施行されることに伴い、市において、新たに建築物エネルギー消費性能向上計画の認定事務及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定事務を行うことから、所要の改正を行います。

(エ) 行政不服審査法関係手数料

行政不服審査制度について、公正性の向上、使いやすさの向上及び国民の救済手段の充実・拡大を行うために全部改正された行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成28年4月1日から施行されます。

これにより、地方公共団体に所属する行政庁が審査庁である場合に審査請求人等が書類の写し等の交付を受ける際には、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされたことから、所要の改正を行います。

改正内容は、次のとおりです。

- (ア) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料に、新たに既存住宅の増築及び改築に係る審査区分を加え、その手数料を定めることとします。

< 別表第4関係 >

- (イ) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料に、新たに簡易な算定方法による審査区分を加え、その手数料を定めることとします。 < 別表第5関係 >

(ウ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料に関する規定を新設し、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請に係る手数料を定めることとします。 < 第 2 条及び新別表第 6 関係 >

(エ) 行政不服審査法関係手数料に関する規定を新設し、審査請求人等に書類の写し等を交付する際の手数料を定めることとします。 < 第 2 条及び新別表第 7 関係 >
なお、施行日は、平成 28 年 4 月 1 日とします。

(1 4) 亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

平成 28 年 4 月から関幼稚園及び関保育園は、幼保連携型認定こども園「関認定こども園アスレ」となります。

公立の幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」といいます。)については、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和 32 年法律第 143 号)

の適用を受けることから、所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 本条例の対象となる学校医等に、幼保連携型認定こども園の学校医等を加えることとします。

< 第 1 条関係 >

(イ) 幼保連携型認定こども園の学校医等の災害が公務上のものであるときの補償を受けるべき者に対する通知等については、市長が行うこととします。

< 第 2 条及び第 4 条関係 >

(ウ) 本条例の施行に関し必要な事項のうち、幼保連携型認定こども園の学校医等に係る事項については規則で定めることとします。 < 第 5 条関係 >

なお、施行日は、平成 2 8 年 4 月 1 日とします。

(1 5) 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正す

る省令」(平成27年厚生労働省令第63号)により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(以下「省令」といいます。)が改正され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型及び事業所内保育事業所における保育士の配置に関する基準が見直されました。

保育士の配置については、省令で定める基準に従い定めるべき基準であることから、省令により示された基準に従い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、省令により示された基準に従い、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型及び事業所内保育事業所において保育士とみなすことができる者に准看護師を加えることとします。

<第29条、第31条、第44条及び第47条関係>

| | 1人に限り、保育士とみなすことができる者 |
|-----|----------------------|
| 現行 | 保健師又は看護師 |
| 改正後 | 保健師、看護師又は准看護師 |

なお、施行日は、公布の日とします。

(1 6) 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

市では、活発な地域コミュニティ活動を展開していくため、地区コミュニティセンター充実事業において、その活動拠点となる施設の整備・充実を図っており、新たな活動拠点施設として平成 2 8 年 4 月 1 日に関南部地区コミュニティセンターを設置することから、所要の改正を行うものです。

また、土地改良事業完了に伴う換地処分により東部地区コミュニティセンターの地番が変更されたことから、併せて所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 新たに地区コミュニティセンターを設置します。

< 第 2 条関係 >

| 名称 | 位置 |
|-----------------|--------------------|
| 関南部地区コミュニティセンター | 亀山市関町萩原 1 7 2 番地 3 |

(イ) 東部地区コミュニティセンターの位置を改正します。

< 第 2 条関係 >

| | |
|-----|--------------------|
| 改正前 | 亀山市阿野田町 1 6 7 2 番地 |
| 改正後 | 亀山市阿野田町 3 4 9 7 番地 |

なお、施行日は、公布の日とします。ただし、(ア)の改正規定の施行日は、平成 2 8 年 4 月 1 日とします。

また、関南部地区コミュニティセンターの管理運営における指定管理者制度について、平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで適用しないこととする経過措置を設けます。

(1 7) 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正 について

市の水道事業における給水人口及び 1 日最大給水量については、平成 2 1 年 3 月に水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 0 条第 1 項に基づき知事の認可を受けた事業計画において定めたものを条例に規定しています。

現在、平成 2 8 年度から関町坂下地区の水質保全のために坂下浄水場を整備することから、同法に基づく変更認可

の申請手続を進めています。その申請手続にあたり、事業計画における給水人口及び1日最大給水量の見直しを行ったことから、所要の改正を行うものです。

改正内容は、給水人口及び1日最大給水量を変更します。

< 別表関係 >

| | 給水人口 | 1日最大給水量 |
|-----|---------|--------------|
| 改正前 | 49,000人 | 36,500立方メートル |
| 改正後 | 49,700人 | 30,900立方メートル |

なお、施行日は、平成28年4月1日とします。

(18) 亀山市火災予防条例の一部改正について

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」(平成14年総務省令第24号。以下「省令」といいます。)の制定当時に想定されていなかった設備及び器具が流通してきた状況を踏まえ、省令の一部を改正する省令が平成27年11月13日に公布され、平成28年4月1日から施行されます。

これにより、対象火気設備等が見直され、これらに対する離隔距離等の規定が整備されたため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、改正後の省令の規定と同様に対象火気設備等を見直し、これらに対する離隔距離等の規定を整備することとします。＜別表第1関係＞

(ア) 厨房設備及び調理用器具に「グリドル付こんろ」の規定を加えます。

(イ) 電気こんろ、電気レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を電気調理用機器に統合します。

(ウ) 電気調理用機器に「こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの」の規定を加えます。

なお、施行日は、平成28年4月1日とします。

2 補正予算関係（7件）

（1）平成27年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

（2）平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

（3）平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

（4）平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

（5）平成27年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について

（6）平成27年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

（7）平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

以上、各会計の補正予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、各会計の補正予算の概要は、別紙資料のとおりです。

3 新年度予算関係（8件）

- (1) 平成28年度亀山市一般会計予算について
- (2) 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- (3) 平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- (4) 平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- (5) 平成28年度亀山市水道事業会計予算について
- (6) 平成28年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- (7) 平成28年度亀山市公共下水道事業会計予算について
- (8) 平成28年度亀山市病院事業会計予算について

以上、各会計の平成28年度当初予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものです。

4 その他（3件）

（1）和解及び損害賠償の額の決定について

市内保育所において保育中に発生した事故における和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

（2）市道路線の認定について

開発行為により設置された新規路線である 川合33号線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、当該道路の位置図は、別紙のとおりです。

（3）市道路線の認定について

開発行為により設置された新規路線である 徳原36号線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、当該道路の位置図は、別紙のとおりです。

5 報告関係（3件）

（1）専決処分の報告について

市道一色7号線において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成28年1月13日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

（2）専決処分の報告について

市道小野6号線において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成28年1月27日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

（3）専決処分の報告について

天神二丁目地内で発生した住居表示案内板による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成28年2月15日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

6 提出予定議案

(1) 条例関係 (1件)

(ア) 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

(2) 人事案件 (4件)

(ア) 亀山市教育委員会教育長の任命について

(イ) 亀山市教育委員会委員の任命について

(ウ) 人権擁護委員の候補者の推薦同意について

(エ) 人権擁護委員の候補者の推薦同意について